



## 高齢者や障害のある人を

# しつかりサポート

一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、市は、「西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター」を4月25日に開設しました。同センターでは、介護や福祉のサービスを選んだり、契約することが難しい認知症の高齢者や、知的・精神に障害のある人をサポートします。相談などのさまざまな支援を行っていますので、気軽に利用してください。

**西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター**  
 〒662-0913 染殿町8-17  
 総合福祉センター1階  
 ☎0798・37・0024  
 國0798・37・0025  
 【開所日】月曜～金曜の午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く



誰もが住み慣れた地域で暮らせるように、皆さんの相談を受けアドバイスします

## 4月25日オープン 権利擁護支援センター

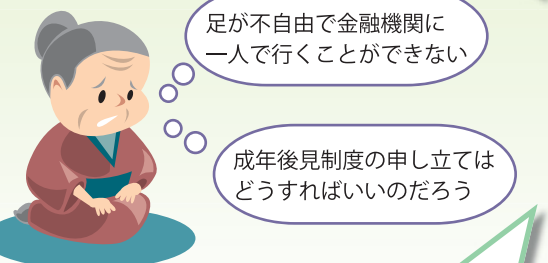
**悩みや不安を相談できます**

「福祉サービスを利用したいけど、どんなサービスがあるのかよく分からない」「金銭管理を自分で行うのが難しくなってきた」。西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターでは、このような悩みや不安、困り事などについて、認知症の高齢者や知的・精神に障害のある人、またその家族から電話や窓口で相談を受

け、アドバイスなどをを行います。相談内容によっては、「地域包括支援センター」や「障害者あんしん相談窓口」などの関係機関と連携し、支援を行います。2面記事参照。

また、予約制により、弁護士や司法書士、専門相談員による「権利擁護専門相談」を次の日程で実施します。定員あり。

【日程】第2・4水曜の午後1時～4時 ※8月からは第1・3水曜も開催



**成年後見制度を詳しく説明**

判断能力の不十分な認知症の高齢者や知的・精神に障害のある人などは、必要でない高額な商品を買わされる等の恐れがあります。このような人を保護・援助する仕組みが「成年後見制度」です。判断能力の不十分な本人に代わり、「後見人」が金銭管理や契約などを

**福祉サービスに関する助言なども**

介護保険をはじめとした福祉サービスについて情報提供や助言をしたり、年金の受取りや公共料金の支払い、大切な書類の管理などのサポートをします。

### 東日本大震災



## 本市も復興の力に

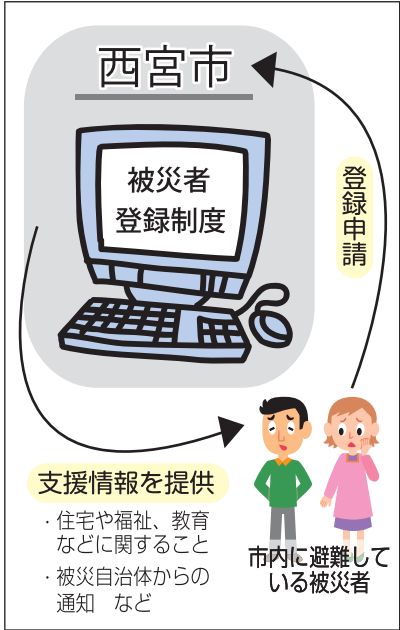
**南三陸町の支援を重点的に**

3月11日に発生した東日本大震災以降、本市は、阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かして、中核市である福島県郡山市やいわき市をはじめ、宮城県仙台市、石巻市などに職員派遣や物資の提供等を行う

なりました。また、関西広域連合の一員として、兵庫県が、宮城県を支援することになって以降は、兵庫県からの要請に基づき、南三陸町を中心に避難所の運営や炊き出しなどの支援を行ってきました。また、関西広域連合の一員として、兵庫県が、宮城県を支援することになって以降は、兵庫県からの要請に基づき、南三陸町を中心に避難所の運営や炊き出しなどの支援を行ってきました。

南三陸町で支援活動をする本市職員ら

### 西宮市被災者登録制度



**被災者登録制度 避難中の皆さんに各種情報を提供**

市は、「西宮市被災者登録制度」を実施しています。この制度は、東日本大震災により本市に避難している被災者の皆さんに、住居や福祉、教育をはじめとしたさまざまな支援情報を提供するものです。また、避難元の県や市に対して被災者の皆さんの情報を伝えることで、被災自治体から各種通知や情報の提供を受けることができます。左図参照。本市へ避難している皆さんは登録をお願いします。

【登録方法】月曜～金曜(祝日を除く)の午前8時45分～午後5時半に、防災対策グループ(市役所本庁舎6階、各支所・市民サービスセンター、アクト西宮ステーション)に来庁を